

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について（報告）

平成22年 8月 9日

内閣官房情報通信技術(IT)担当室

8月6日（金）に開催された各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議の概要は以下のとおり。

1 主な議題

旅費業務の抜本的効率化について

2 主な議事概要

- 各府省における旅費業務の統一化・標準化、決裁階層の簡素化等を目的に、平成20年11月に策定された「旅費業務に関する標準マニュアル」（以下、「標準マニュアル」という。）について、更なる業務の効率化、職員の利便性の向上を目的として改定が行われたことが報告された。
- この改定の趣旨を徹底するため、以下の事項について申合せが行われた。
 - ① 各府省において、標準マニュアルの改定内容に沿って、旅費業務に係る規程類を改定すること
 - ② 各府省において、原則として1ヶ月以内に旅費を支給するよう取り組むこと
 - ③ 内閣官房において、旅費支給の迅速化に係る取組状況についてフォローアップを実施すること
 - ④ 旅費等の府省に共通する業務システムの整備に関し、政府共通プラットフォームの活用を前提に検討すること

【参考】

標準マニュアルの主な改定事項は、以下のとおり。

- ① 東海道・山陽新幹線における「のぞみ号」の利用の一般化
- ② 航空機利用可能範囲の拡大（北陸地域等への利用を可能）
- ③ 交通費の実費支給化と日当区分の簡素化による日当制度の抜本的見直し
- ④ 費用対効果を勘案しつつ、旅費計算業務等のアウトソーシング範囲の拡大

旅費業務等の抜本的効率化について

2010年（平成22年）8月6日

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議申合せ

「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）においては、国民本位の電子行政の実現のため、これまでの情報通信技術投資の総括とそれを教訓とした行政刷新を行うこととしているところであるが、その一環として、旅費等内部管理業務の抜本的効率化を以下のとおり推進することとし、関係府省において適切に対応することとする。

1 各府省においては、別紙「旅費業務に関する標準マニュアル」（以下、「標準マニュアル」という。）の改定内容に沿って、速やかに旅費業務に係る規程類等を改正することとする。また、旅行の終了から旅費の支給までに1ヶ月以上を要している件数の割合が全体の4割以上にのぼる現状（全体の平均は約41日）にかんがみ、各府省においては、「旅行終了から2週間以内に旅費の請求をし、1ヶ月以内に旅費を支給すること」を原則として旅費支給の迅速化に取り組むこととする。

2 旅費支給の迅速化に係る取組状況については、内閣官房においてフォローアップを実施することとする。

また、旅費業務の効率化に関して、今回の標準マニュアルの改定に係る検討の過程において提起された課題について、早期に結論を得るべく、継続的に検討を行うこととし、必要に応じて、標準マニュアルの再改定を行う。

なお、近距離の特急利用に係る包括協議路線の見直し及び宿泊費増額等に関する各府省大臣の裁量権の拡大については、財務省における検討結果を踏まえ、必要に応じて、当該内容を標準マニュアルに反映させることとする。

3 内部管理業務の効率化のため、旅費等の府省に共通する業務システムの整備に関し、「新たな情報通信技術戦略」に基づき、「政府共通プラットフォーム」の活用を前提として検討を進めることとする。

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について

平成 14 年（2002 年）9 月 18 日
 平成 15 年（2003 年）3 月 31 日 改正
 平成 15 年（2003 年）7 月 2 日 改正
 平成 16 年（2004 年）4 月 5 日 改正
 平成 16 年（2004 年）5 月 20 日 改正
 平成 17 年（2005 年）2 月 24 日 改正
 平成 17 年（2005 年）5 月 30 日 改正
 平成 19 年（2007 年）4 月 5 日 改正
 平成 22 年（2010 年）3 月 19 日 改正
 平成 22 年（2010 年）6 月 22 日 改正
 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成 12 年政令第 555 号）第 4 条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府全体として情報化推進体制を確立し、行政の情報化等を一層推進することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。

議	長	内閣官房副長官補
副	議	長 総務省行政管理局長
構	成	員 内閣法制局総務主幹
		人事院事務総局総括審議官
		内閣府大臣官房長
		宮内庁長官官房審議官
		公正取引委員会事務総局官房総括審議官
		警察庁情報通信局長
		金融庁総務企画局総括審議官
		消費者庁次長
		総務省大臣官房長
		法務省大臣官房審議官
		外務省大臣官房長
		財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長
厚生労働省大臣官房長
農林水産省大臣官房長
経済産業省事務次官
国土交通省総合政策局長
環境省大臣官房長
防衛省運用企画局長
オブザーバー 衆議院事務局庶務部長
参議院事務局庶務部長
国立国会図書館総務部長
最高裁判所事務総局情報政策課長
会計検査院事務総局次長
日本銀行理事

- 3 連絡会議に幹事会を置く。幹事会は関係機関の職員で議長の指名する官職にあるものによって構成する。
- 4 連絡会議は、連絡会議において決定されるもののうち重要なものについて、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部企画委員会（以下この項において「企画委員会」という。）に報告した上で、企画委員会の示す方針に沿って決定を行わなければならない。
- 5 連絡会議の庶務は、総務省行政管理局の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。